

10月から 老人保健制度が改正されました

老人医療受給者の皆さんへ



一部負担金の割合が2割の方（一定以上所得者の方）は10月から3割になります。1割の方はそのまま据え置きです。

1カ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。その限度額が下記のとおりに変わります。

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
一定以上所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円（多数該当） >
一般	12,000円	44,400円
低所得者 （世帯全員が非課税）	8,000円	24,600円
低所得者 （世帯全員が非課税 かつ世帯の所得が 一定基準以下）		15,000円

* 一定以上所得者で公的年金など控除の縮減および老年者控除の廃止に伴う経過措置の対象者は一般並みに据え置かれます。

* 高額医療費の支給を受けるには年1回の申請が必要です。該当者にはハガキでお知らせしますので、手続きをお願いします。

療養病床に入院の方の食費、居住費の負担が変わります。

世帯区分	食材料費+居住費 （月額）
一般以上	52,000円
低所得者	30,000円
低所得者	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

入院時食事代の自己負担減額について

住民税非課税世帯の方で、入院中もしくは入院を予定されていて、減額認定証の交付を受けていない方は、交付手続きをしてください（申請月の初日からの認定となります）。入院時の食事代の自己負担が減額されます。交付の認定証は必ず病院に提示してください。

ただし、課税世帯の方でも、課税された方が税法上の経過措置対象者のみの場合に限って、同じ世帯の非課税の方は減額認定を受けられます。

～みなさんへお願い～

- お医者さんにかかるとき
受付で必ず保険証、老人医療受給者証、健康手帳を提示してください。
- 保険証が変わったとき
扶養者（または受給者本人）の転職や退職などで、保険証が変わったときは市役所への届けが必要です。
- 交通事故にあったとき
交通事故など第三者の行為によってけがをした場合は警察へ届けると同時に市役所へも届けが必要です。

お問い合わせは、保健課給付係（☎880-6556）まで

10月から 国民健康保険制度が改正されました



国保加入の皆さんへ

70歳未満の方について

上位所得者に該当する世帯の所得金額が引き下げられます

高額療養費などの算定において、上位所得者となる世帯の所得区分が引き下げられます。

(上位所得者：住民税算定基礎となる所得が600万円超の世帯)

高額療養費の自己負担限度額が変わります

病気やけがで医療機関などにかかり、同じ人が1カ月に一定の限度額を超えて支払った場合、申請をして認められれば、限度額を超えた分が後から支給されます。

所得区分	3回目まで	4回目以上
上位所得者	150,000円 医療費が500,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 医療費が267,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	44,400円
非課税	35,400円	24,600円

*非課税の方は変更ありません

出産育児一時金が **35万円** に引き上げられます

上位所得者は透析の自己負担限度額が **2万円** に引き上げられます

70歳以上の方(高齢受給者証をお持ちの方)について

変更することは老人医療受給者の方と同様です

高額療養費の支給を受けるには年1回の申請が必要です

*該当者には封書でお知らせしますので、手続きをお願いします。

大切な医療費を上手に使うために

重複・多受診は避けましょう
かかりつけ医を持ちましょう
健診や健康相談を積極的に活用しましょう

こくほのクイズ

Q. 今年の健康づくり講演会の講師は誰でしょうか?
の中に漢字1文字を入れてください。
江 孟紀
(ヒントは今月号の広報にあります)

あて先 / 〒783-8501 南国市大埴甲2301
南国市市民課こくほのクイズ係
応募締切 / 平成18年10月16日(月) 必着
賞品 / 正解者の中から抽選で、1名に
健康グッズ詰め合わせを贈呈

~ 国保税の納付は便利な口座振替で ~

お問い合わせは、市民課国保係 (☎ 880-6555) まで